

スポーツクラブ・ヘミング亀岡

《会則》



- 第 1 条** (名称及び定義)
本クラブは、「スポーツクラブ・ヘミング亀岡」(以下「本クラブ」という)と称します。
- 第 2 条** (所在地)
本クラブの所在地は、京都府亀岡市北古世町 2-1-7 とします。
- 第 3 条** (管理・運営)
本クラブの施設管理及び運営は、株式会社スカイ (以下「会社」という)が行います。
- 第 4 条** (目的)
本クラブは、会員が本クラブの施設を利用し、健康の維持、増進及び会員相互の親睦を深めることを目的とします。
- 第 5 条** (会員制)
1. 本クラブは、会員制とします。
2. 会員の本クラブ諸施設の利用範囲・条件・特典については、別途定めます。
3. 会員が本クラブ諸施設を利用する時は、常に会員証を提示しなければなりません。
4. 会員証は、会員本人のみが使用することができ、他の者が使用することはできません。
5. 会員の契約期間は、会員が会社所定の退会手続きを完了するまで自動更新とします。
- 第 6 条** (入会資格)
本クラブに入会の資格を有する方は、本会則を承認し入会を希望される方で、以下の項目をすべて満たす方とします(但し、会社が別途定める基準に準じて認めた場合は除く)。
1. 年齢満 12 才以上の方(小学生は除く)。
2. 感染症、感染性のある皮膚病、及びこれに類する疾患を有しない方。
3. 刺青・タトゥーのない方。
4. 暴力団関係者でない方。
5. 妊娠中でない方(マタニティスクールは除く)。
6. 医師等に運動を禁じられておらず、本クラブ利用に支障がないと自己申告された方。
7. 過去に会社により除名処分となったことがなく、または会員制スポーツクラブ等で禁止行為を行ったことにより除名処分となったことのない方。
8. 会員として品位と社会的信用があり、本会則を遵守する方。
- 第 7 条** (会員資格取得)
本クラブに入会を希望される方は、第 8 条の手続きを完了し、本クラブの会員証を受領されることにより、本クラブの会員資格を取得することとなります。
- 第 8 条** (入会手続き)
本会則に同意した上で、以下の手続きを行っていただきます。
1. 所定申込用紙にて申し込みを行い、会社の承認を得た上、入会金及びその他の諸費用を会社の指定した方法で払い込むことにより、入会手続きが完了します。
2. 未成年者の場合は、保護者の同意を必要とし、保護者は本会則に基づいて会員本人と連帯して責任を負っていただきます。
- 第 9 条** (会員証)
1. 本クラブは、会員に対して会員証を交付いたします。
2. 会員証は、施設利用に際し必ず提示して下さい。
3. 会員証は、会員本人のみが使用し、他の者が使用することはできません。
4. 会員証を紛失された方は、速やかに本クラブで再発行手続きを取らなければなりません。
- 第 10 条** (諸規則の遵守)
会員は、本会則及び本クラブの諸規則を遵守しなければなりません。また施設の利用について、本クラブの指示に従わなければなりません。
- 第 11 条** (入会金・諸費用・諸会費)
1. 入会金、年会費等の諸費用、及び会員区分別の諸会費(以下「会費等」という)は、別途定めます。
2. 会員は、会費等を納入期日までに所定の方法で払い込まなければなりません。
3. 一旦払い込まれた会費等は、返還いたしません。
4. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、会員資格喪失までの会費等をお支払いいただきます。
5. 会社は、本クラブの運営上必要と判断した場合、または経済情勢等の変動に応じて、会員区分の改廃、もしくは会費等の金額を変更することができ、施設内の掲示等において告知するものとします。
- 第 12 条** (会員の変更事項)
会員は、住所または連絡先など入会申し込み時の記載事項に変更が生じた場合、速やかに本クラブに届け出なければなりません。
- 第 13 条** (会員資格喪失)
会員は、次の各項目に該当する場合、その資格を喪失します。
1. 第 1 4 条に定める退会を申し出、会社がそれを了承したとき。
2. 入会後であっても第 6 条の「入会資格」に反すると会社が判断したとき。
3. 第 1 5 条により除名されたとき。
4. 会員本人の死亡のとき。
5. 第 2 3 条により本クラブを閉業したとき
- 第 14 条** (退会)
1. 退会を希望する場合、理由の如何に関わらず、最終施設利用月の 10 日までに、本クラブ所定の退会届を提出してください。
2. 10 日が休館日の場合、手続きの締め切りは、前営業日となります。
3. 施設利用最終日に会員カードを返却していただきます。
4. 未納金がある場合は、全額それを精算していただきます。
5. 代理による手続きまたは電話その他の方法による申し出は受け付けられません。
- 第 15 条** (除名)
次の各項目に該当する場合、会社はその会員を本クラブから除名することができます。
1. 本会則、その他会社が定める諸規則に違反したとき。
2. 入会後に第 6 条の入会資格に適合しない事由が判明したとき。
3. 故意または重大な過失により、施設・設備を破損させたとき。
4. 諸費用の滞納があり、所定期間に支払いがないとき。
5. 本クラブの名誉を傷つけ、または秩序を乱すなど、本クラブの会員として相応しくない行為をしたとき。
6. 入会に際し、虚偽の申告・記載があったとき。
7. 危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があったとき。
8. 第 1 7 条各号の禁止事項を行ったとき。
9. その他会員として相応しくないと本クラブが判断したとき。

スポーツクラブ・ヘミング亀岡

《会則》



- 第 16 条** (入場禁止・退場・利用の一部制限)
次の各項目に該当する場合、本クラブは、その会員に入場禁止・退場および施設利用の一部制限を命じることができます。
1. 感染症、感染性のある皮膚病、及びこれに類する疾患を有するとき。
2. 刺青・タトゥーのあるとき。
3. 暴力団関係者であるとき。
4. 妊娠中のとき(マタニティスクールを除く)。
5. 一時的筋肉麻痺や意識の喪失などの症状を招く疾病を有するとき。
6. 医師から運動・入浴等を禁じられているとき。
7. 健康を害しており、運動することが好ましくないと本クラブが判断したとき。
8. 飲酒等により正常な施設利用ができないと本クラブが判断したとき。
9. 第17条各号の禁止事項を行ったとき。
10. 会社および施設スタッフの指示に従わないとき。
11. その他、本クラブ施設を利用することが相応しくないと本クラブが判断したとき。
- 第 17 条** (禁止事項)
会員は、本クラブ施設内において次の各項目に該当する行為をしてはいけません。
1. 動物、植物を施設内に持ち込むこと(当クラブが必要とする観葉植物等は除く)。
2. 刃物等の危険物を施設内に持ち込むこと(更衣室・浴室内で使用予定の剃刀なども含む)。
3. 高額な金銭・貴重品を館内への持ち込むこと。
4. 施設内での喫煙(電子タバコ・無煙煙草を含む)。
5. 他の施設利用者や施設スタッフへの誹謗・中傷。
6. 他の施設利用者や施設スタッフを殴打したり、身体を押したり、拘束するなどの暴力行為。
7. 大声・奇声を発したり、他人を睨む、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為。
8. 物を叩く、投げる、壊すなど他の施設利用者や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
9. クラブの施設、器具・備品の破損や備え付け備品の持ち出し。
10. 正当な理由なく、また正常な範囲を超えて、面談・電話・その他の方法で施設スタッフを拘束するなどの迷惑行為。
11. 痴漢・のぞき・露出等、法令や公序良俗に反する行為。
12. 物品販売や営業行為、金銭の貸借、営利・非営利を問わず勧誘行為、政治活動、署名活動。
13. 他人の施設利用を妨げる行為。
- 第 18 条** (休会)
1. 会員本人の都合により1カ月以上の長期に渡り本クラブを利用できない場合は、2カ月を限度とし休会することができます。
2. 休会を希望される場合、理由の如何に関わらず、休会希望月の前月の10日までに、本クラブ所定の休会届を提出してください。
3. 毎月10日が休館日の場合、手続きの締め切りは、前営業日となります。
4. 休会届提出時に、所定の休会月分の休会費用を窓口でお支払いいただきます。
5. 休会希望月を経過後は、自動的に復会となり、復会月分より当該月会費の支払いが必要となります。
6. 代理による手続きまたは電話その他の方法による申し出は受け付けられません。
- 第 19 条** (ビジター・会員外利用者)
1. 会員は、会員が同伴した会員以外のお客(以下「ビジター」という)に施設をご利用いただくことができます。尚、この場合ビジターは、別途定める施設利用料をお支払いいただき、利用に関しては、同伴会員の資格に準じます。
2. 会社は、特に必要と認めた場合、会員以外に本クラブの施設を利用させることができます(以下「会員外利用者」という)。
- 第 20 条** (会員の損害賠償責任)
本クラブ内において自己の真に帰すべき事由により、会社または第三者に損害を与えた場合、会員は、速やかにその損害を賠償しなければなりません。会員が同伴したビジターについても同様とし、会員が連帯して責を負うものとします。
- 第 21 条** (損害賠償責任免責)
本クラブは、会員及びビジター、会員外利用者は、自己責任において諸施設を利用していただくものとし、会員及びビジター、会員外利用者が施設利用時に生じた、人的・物的事故については、会社は会社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の損害賠償の責を負いません。
- 第 22 条** (盗難・紛失及び忘れ物)
1. 会員の本クラブの利用に際して生じた、盗難・紛失については、会社は一切の損害賠償の責を負いません。
2. 本クラブに設置されているロッカー等についても会員自身の責任と負担により、これを利用するものとし、収納物の盗難・毀損その他について、会社は一切の損害賠償・保障等の責を負いません。
3. 忘れ物・放置物については、会社の定める保管期間経過後は、会社は会員が所有権を放棄したとみなすことができ、廃棄等の処分を行うことができるものとします。但し、腐敗等安全衛生上の問題が生じる恐れがある場合、本クラブは、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。
- 第 23 条** (施設の利用制限及び閉鎖・休業)
会社は、別紙に定める定休日・休館日の他、次の事由により、本クラブの施設の全部または一部を閉鎖または休業することがあります。
この場合会費等の支払い義務が軽減・免除されることはなく、また会費等は返還されません。
1. 自然災害や感染症の流行その他の外因の事由により、会員の生命身体財産に対する危険性が認められる場合または本クラブの施設に対する物理的または社会的効用が毀損される恐れが発生した場合。
2. 施設の増改築・修繕または点検などやむを得ない場合。
3. 本クラブのサービス向上のための研修その他特別行事を開催する場合。
4. 公的機関から休業の要請があった場合。
5. その他上記各事由と同程度の重大な事由が発生した場合。
- 第 24 条** (クラブの閉業)
会社は、次の理由により、本クラブを閉業することがあります。尚、これにより会費等の支払い義務が軽減・免除されることはなく、また会費等は返還されません。
1. 気象災害、その他外因の事由により施設を閉鎖し、再開業が困難と判断したとき。
2. 経営上、営業の継続が困難と判断したとき
- 第 25 条** (個人情報保護に関する指針)
会社は、本クラブ入会及び施設の利用に伴い、会員の個人情報を入会申込書等で提供頂きますが、会員の個人情報の保護と取り扱いについて、別途定める「個人情報保護方針」に基づき、厳重に管理します。
- 第 26 条** (諸費用ならびに運営システム変更)
1. 会社は、本会則に基づき、会員が負担すべき諸費用について、会社が必要と判断した場合、変更することがあります。
2. 施設運営システムを会社が必要と判断した場合、変更することがあります。その場合は、1カ月前までにこれを通知します。
- 第 27 条** (会則の適用)
1. 本会則は、会員ならびに本クラブに入会しようとする者に適用されます。
2. ビジターおよび会員外利用者についても会員と同様に本会則が適用されます。
- 第 28 条** (会則改定)
会社は、会則等の改訂を行うことができます。なお改訂した会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。
- 第 29 条** (発効)
本会則は、2020年8月1日より発行とします。